

作る以外に途はない。しかもそれは産業立地の適・不適を決する自然条件に変更を加えるということは困難なことであろう。それにもかかわらず、国家都市は日本の地政学的見地から、さらには地方行政の見地から極めて合目的に建設される必要をもっている。それがためには適切な施策と時間とによつて歩一歩と進めることが要求されよう。

これに対して他の類型の基幹都市は、産業立地の自然条件に従いそのおかれた地理的・歴史的条件に沿い、適正な国家的見地から建設されてゆくこととなるであろう。

第3節 農業への展望

第1項 迫られる画期的な方向転換

これまで述べたつた、主として農業と他産業部門との諸諸の関係から生じた問題を総合的にとらえ、ここにおいて農業への展望を試みてみよう。

1 発展的転換の機運

「豊作続きなのに借金は増える」——耕地整理も進行し、かんがい排水事業あるいは土地改良が完備した農耕地域であつても、一部の富農層を除くと依然として農民の生活は苦しいのが実態であろう。これは都市における諸産業が、その経済活動の活ばつ化とともに所得がめざましく発展向上してきたのに対し、農業所得は頭打ちで相対的な開きが大きくなつたことに基因するものであろう。しかしながら、この事実はなにもいまにはじまつたものではなく、戦前のいわゆる小作人時代においてはさらに深刻なものであつたことがえりみられる。

戦後一時食糧の窮乏時代、物交や売り惜しみなどでかなり経済的におつた時があつたが、次第に食糧事情が回復し、ましてここ数年続きの大豊作となるといかに支持価格制度が存するとはいい、必然的に農産物の価格の低落をきたし、いくら作つても十分な収入は得られないという段階にきているのではなからうか。いわば最近の農業生産は完全に生産過剰時代に入った。これはすでに発生した現象として牛乳過剰・繭価の暴落等で実証されている。

ふりかえてみるに、わが国の農業は戦後の農地改革を契機として目ざましい生産力の発展をとげたのである。しかし生産手段の発展とわが国農業に支配的な小農生産との間に矛盾を生ずるようになり、今後順調な生産力の発展が困難になりつつあるという現状を見のがしてはなるまい。そしてこれらの不均衡発展を是正し、とくに産業基盤・生活環境・社会保障の整備拡充等の問題も提起されることとなり、背景的には財政の果すべき役割は大きいものがある。従つてこれに次ぐ措置としては金

融機構と資本蓄積方式の正常化を積極的に推進すべきであろう。

いずれにしてもわが国の農業問題は、いまむずかしい曲りかどにきている。と同時に、いまが転換の好機であることも事実であろう。農業政策の目標を産業としての農業の近代化と、農業人口の削減に焦点をおいているようであるが、今日の農業問題の所在点がだれの目にもはつきり映てじいることを示すものであろう。結論的にはここで惰性化した農政をあらため、近代国家にふさわしい進んだ農業政策に転換することは決して無意味ではなからう。

2 広い視野で農業の転換を

経済の成長に伴う外部環境の変化に、農業を適応させようとする農政の方向転換には異論のないところであろう。また、率直にいつてこれまでの農政には、国民全体の一環としての農業の発展的対策はほとんど省みられなかつたといつても過言ではあるまい。むしろ零細な小農経営をそのままにして、個別の農業経営の発展は考慮されないまま、いわば国民食糧の量的確保政策に終始したといえるのである。その結果、農業の生産性は低いところに停滞し、経済競争力もいたつてぜい弱で、ひいてはこれが低所得の要因となつていたものではなからうか。

したがつて農業における生産性の向上、農家所得、生活水準の非農業部門との均衡をはかるには、たんに農林行政の分野のみでなく、広く国民経済の発展過程の中においてこれを取り上げてゆく必要があることはいうまでもない。

農業の転換については、農業内部からみてもまさにその機が熟しているであろう。経済の飛躍的な発展は、小農の維持温存を図つてきた条件をいちじるしく変化させていることに気づくのである。

- (1) その第1は、数年続きの豊作で米の需給が緩和し、水稲農業の重要性が次第に低下しつつあり、従つて現在よりも経済性の高い水稲農業を営むには、零細な個別経営では困難になつてきていることである。さらには食生活の変化が農業経営の有畜化を要請しているなど、このへんにおいて農業生産構造に新風をそそぎ込む必要に迫られている。
- (2) 第2に、新しい技術の進展や機械化の進歩発達も小規模経営には取り入れられず、それがため生産性の向上も限界にきている。
- (3) 第3としては、農業部門からの急激な人口の流出である。すでに農業労働者は地域的に不足しておりましてや所得倍増計画で将来相当数の労働需要の増加を見込むとすれば、農村における労働力の不足は一般化するおそれもなしとしないであろう。いうな

れば、小農経営の存立すらおびやかされている現状にある。

このような小農構造を改めるため、自立農家の育成と協業化を中心とした構造政策の推進が、新政策の中軸をなしている。いうまでもなく農業専業でやつてゆける農家が自立農家であるが、こうしたいわゆる上級農家戸数はきわめてかぎられている。

もとより今後とも小農層の分解が進み、一部の小農は自立できる専業農家に発展するであろうが、大部分とり残される小農群を協業化という方向で結集させるためには、新政策はきわめて憶病であるようにうかがえる。もしもかりに小農の存在が農業発展の阻害要因として働いているとすれば、協業化対策にはもつと積極的であつてしかるべきだと思料されるのである。おもうに農地制度など諸制度の改廃に具体性を欠いているのは、従来の農政の基調であつた自作農維持の観念から脱し切れなからであろう。しかし農業の低生産性と低所得が構造問題と不可分である以上、土地資源や生産手段を経営拡大に資するよう諸制度の根本的な解決をはからねば、その効果も期待し得なくなるであろう。また小農の離農についても、国の雇用政策全体として充分な検討を行いこれをめぐる一連の問題として、貧農切り捨て的な方向をとるようであつてはならぬと思考される。これは農業に対する基本的態度として、所得格差の均衡を目標とすることは当然であるが、その不均衡をたんに価格政策で埋めるようではこれも農業の発展にはならないであろう。進んだ農民は農業経営の近代化が確立されることを強く望んでいるのであつて、単なる保護のための保護を希求しているのではなからう。従つて農業転換への構想は、いうまでもなく前進的であり、しかもその進め方については、広い視野から農業構造の改善が考えらるべきだと思考する。

3 農業構造の改善が必要

前述のように零細農耕の解決は、所得均衡と生産性の向上であり、それがためには現在の農業構造の改善が不可欠の要素であることは論をまたない。

由来この特質をよりどころとして農政の特色とし、零細農耕制の上に各種の制度が構築され運用されてきた。またこの零細農耕制が次第に膨らみよする社会人口を安価に抱擁する支えの役割を果たしているということから経済界も零細農耕制を特色とする農政をそれなりに是認してきたものであろう。そういうわけで、かえつて農村人口の保有が農政の郷愁とされ、他面大量に農村人口の都市商工業への吸収をはかるような労働市場の拡大策には、一方において失業対策問題に常に目を離し得ない経

済界が憶病であつたことも事実である。

このような体制が、見えざるカーテンとなつて農村と都市、他産業と農業との格差が醸成され、わが国経済の高い成長率をささえ、いわゆる二重構造を持續してきたわけである。今日見られるような工業の驚異的な成長発展に伴い、これと比べて農業の生産性の低さ、格差の拡大の傾向は上述のようなカーテンを掲げた場合にこれを浮き彫りにした現象に外ならないであろう。

したがつて、このような経済体制下に培養された農政の転換をはかり、零細農耕制の改革、つまり農業構造の改善を図ることは、いづくしてなかなか容易な業ではないであろう。それならば、今日このカーテンを引き揚げ農業構造改善への条件があるだろうか。しかし現実には今日好むと好まざるとにかかわらず、見えざるカーテンを次第に見る形で引き揚げられつつあるといえよう。いまこの顕著の例として農業就業人口の他産業への就労によるかなりの減少化傾向や、それと裏腹をなす農家兼業化の進展、商品生産の拡大、機械化の普及、さらには農業法人の設立の問題等をあげることができる。

その要因は何であろうか。これを促進した要因はいうまでもなく農地改革以来の農業における商品経済の著しい拡大進展であり、市場経済の農業経営への浸透であろう。つまり零細農耕は孤立から次第に解放され、分解と発展への胎動を急速なものにしたわけである。もしそうだとすれば、農業構造改善の道はかかる商品経済の一層の進展をはかり、これに対応する農業経営規模の拡大などの具体的施策がづきづきに実施に移されるような方向に進むことが望ましい。すなわち、米麦一本ヤリの戦後農政が修正され、ついで農産物価格の支持安定策と自作農維持の農政もようやく修正される段階に入つたのであるが、やはり新しい農政を確立するためには、一本の太い柱を立て、この目標に向つて新しい施策が重点的に集中されなければならないであろう。

第2項 農業行政の新しい方向

1 「曲がりかど」にきた農業

すでに述べたように、近年農業の問題が「基本問題」として論ぜられるに至つたのは、農業の発展が他産業の発展にとり残されたばかりでなく、農業就業者1人当たり農業所得および生活水準が、非農業就業者1人当たり非農業所得および生活水準にくらべて著しく低位にありしかもその開差がさらに拡大する傾向が現われてきたためである。

ここにおいて本県の労働生産性をながめてみよう。まず、就業者1人当たり平均所得を第13表によりながめた場合、昭和34年では179,546円で、これを前年の155,801円に対すると15.2%の伸びとなつている。遺憾ながら全国の就業人口が発表さそていないため、これとの比較を

試みることはゆるぎされないが、これを過去の経過に徴しても全国就業者1人当たり平均所得100に対し、おおむね80%前後とみられる。すなわち、本県のように農業所得の比重の大きな県における特異性のあらわれであり、また、年により増減の差をひき起しているのである。なぜならば農業所得は、天候などに支配されやすい米麦作の影響を敏感にうけて多分に変動しやすいものであるから、かならずしも着実に増加の傾向をたどるものとはいえない。また、戦後日本経済が復興するにつれて、本県における生産活動もまた活ぱつとなつたことは事実であり、これに伴つて雇用や賃金が増大したことが勤労所得の比重を高め、ひいては分配所得の面においても堅調な歩みに大きく寄与しているということがいわれる反面、農業所得にいたつては伸長度が低位であり、かつ他の部門との格差が増大の傾向にある。

第13表 本県の産業別就業者1人当たり所得
(単位円)

年次	産業別			就業者1人当たり平均所得
	第1次	第2次	第3次	
昭和30	80,991 (100.0)	186,707 (230.5)	231,068 (285.3)	131,324
31	78,955 (100.0)	209,640 (265.5)	231,833 (293.6)	134,248
32	87,789 (100.0)	238,136 (271.3)	259,510 (295.6)	152,583
33	85,519 (100.0)	237.421 (277.6)	265,990 (311.0)	153,800

(注) 1 県民所得推計結果から算出
2 国の就業人口は発表されていないため、本表における国との比較は除外した。
3 本県の産業別就業者1人当たり所得の()内の数字は、第1次産業を100とした第2次および第3次の各年比率である。

すなわち、近代産業のめざましい発達により、県内の非農林水産業の就業者およびこれより発生する所得は年々増加していることは第13表をみても明らかである。これに対し農林水産業は、本県の基礎産業としてその大をなし就業者・所得額とも王座の地位を保つてはいるものの、その1人当たり所得をながめるとはなはだしく低く、かつ前述のとおり他産業にみられるような堅実な歩み方は示していない。

試みに、昭和30年以降第1次産業の就業者1人当たり所得をそれぞれ100として第2次および第3次産業のそれを比較してみると、第2次産業において2.3倍から2.8倍を示し、第3次産業にあつてはさらに高く、2.8倍から3.2倍という大きな開差をみせている。この事実からみても、就業総人口のおおむね6割に近い第1次産業部門所得の均衡化が問題視されるわけである。

第14表 本県における産業別労働生産性(昭和34年)

区分	就業人口構成と所得構成(%)		
	就業人口構成	所得構成	所得の全国に占める割合
総数	100.0	100.0	1.9
第1次	58.6	33.2	3.7
第2次	15.6	24.9	1.4
第3次	25.8	41.9	1.6

(注) 国の就業人口は発表されていないため、本表における国との比較は除外した。

次に、いうまでもなく所得を生み出す主要な要素は労働力にある。県内生産所得と雇傭者推計による就業人口を基礎にして、第14表により昭和34年における本県の労働生産性を概観してみよう。就業人口構成を産業別にみた場合、これは一応本県の生産活動状況をあらわすものであり、就業人口構成と所得構成が符合するものであれば、もちろん産業構造をとにかくいうまでもないが、参加労働力は量的にもまた質的にも均等とは考えられず、前述したように1人当たりの生産高は各産業により異なり、第1次産業(原始部門)より第2次産業(生産部門)第3次産業(サービス部門)の方が大である。

したがって労働力を第1次産業部門より第2次および第3次産業部門の高次産業に移動させることにより、生産活動は高度化されて県の経済力は豊かになり、ひいては県民の生活水準もおおむね向上するといえる。各産業別の就業者1人当たり所得、あるいは就業人口の推移についてはすでに述べたとおりであるが、第1次産業就業人口は総就業人口の約6割に近い人口を擁しながら33.2%の所得しかあげておらず、依然として低い労働生産性のもとにある。これに対し第2次産業になると15.6%の労働力をもつて24.9%の所得を生み出した。また、第3次産業にあつては25.8%の労働力投下によつて41.9%の所得を得ている結果になる。このように原始産業といわれる第1次産業すなわち農林水産業の就業人口の占めるウエイトが大きいと、本県の所得総額ないしは平均所得をいちじるしく左右していることは否定できない事実である。いま、因みに第1次・第2次の産業を合せた物的生産における労働生産性は140,667円で、第3次産業より51.7%も驚異的に下回っている現状と、これまで各般を通じてながめてきた先進都県の姿からすれば、本県経済の発育がいかに不健康なものであるかを示唆するものとしてかつ目しななければならない。いずれにしてもこのように本県経済の根底をなす第1次産業部門の労働生産性の低位にあることと、これをとりまく農業生産額の大きな上昇が望みうすである限り、さし当つての問題としては高次産業とくに県内第2次産業部門の増大と雇傭力の吸収策を強力かつ早急に講ずることが必要

視されるのである。現状をもつては、ますますこの間における格差を増大する結果となるであろう。

おもうに、国民経済の成長発展につれて国民経済に占める農業の地位が次第に低下し、縮小してゆくことは、欧米の先進工業諸国にもみられるように、いわば経済発展の歴史的法則である。しかし、先進工業諸国では国民所得に占める農業所得の割合の低下と同時に、他方、総就業人口に占める農業就業人口の割合もまた減少している。しかるにわが国の場合にあつては、他産業部門の著しい成長発展にもかかわらず、多年にわたつて農業人口が1,500万前後の水準に固定されてきた。そのため、経済成長に伴う農業の地位の低下が、同時に農業就業者1人当たり所得の相対的地位の低下、所得格差の拡大を生ぜしめているのである。したがつて、ここには就業構造に根ざす困難な問題が潜んでいたのである。

農業が「曲がりかど」にきているといわれることの重要な他の側面は、食糧消費構成の変化に伴つて、将来の需要の動向に即した農業生産の選択的拡大が強く要請されていることである。

周知のように、わが国の農業生産構成は米麦などの澱粉質食糧がその大部分を占め、他方、今後国民所得水準の上昇について需要が大幅に増大すると予想される畜産物、果実の農業総生産額に占める比重はなお著しく低い。これからの農業生産は、このような需要の増加が予想される成長財たる農産物に重点をおいて生産性を向上させてゆかねばならない。さらに、貿易自由化の波は次第に強まろうとしており、農産物だけがその圏外に立つことは原則としてゆるされたいから、この面からも生産の選択的拡大と国際競争力の強化が強く要請されるものと思料される。

しかしながら、畜産物の場合を例にとつても、その生産基盤、経営方式の面や価格流通の面でおおきな問題が残されており、需要に見合った生産を推進することはいうべくしてなかなか容易ではないし、また、例えば麦作の合理化といつても麦作農家の所得の維持を図りつつ生産の転換を促進するには、価格支持政策のあり方の再検討を必要としようし、また、これに代わるべき施策の面で解決を要する問題が残されている。このように、従来の米麦農業を畜産や果樹作の農業へ転換することは、日本農業の体質改善、農業経営の企業的確立の方向にも連なるもので、その波及する影響は深刻なものであろう。

このことが、今日の農業と農政が当面しているいわば基本問題であり、これらの解決を迫られているという事態が、農業の「曲がりかど」の背景をなしているのである。

2 基本対策の方向

ではその基本対策の方向は、所得の均衡、生産性の向上および構造の改善の三つにその柱を求めることができよう。

まず第1の所得の均衡は、生活水準の問題でもある。農業者に対して社会的に妥当と認められる生活水準を可能ならしめるためには、所得の均衡が意図されなくてはならない。農業と非農業の所得をそれぞれの就業者1人当たりで比較（比較生産性）してみると、農業は非農業の約3割に過ぎず、また農業所得を含めた農家所得と都市勤労者世帯の収入を比較しても、世帯当たりでは農家は都市勤労者世帯の約8割、世帯員1人当たりでは農家世帯員の数が多いことを反映して約6割に当たるに過ぎないのである。しかしながら、戦後のわが国においても、近代社会の通念である経済的平等の思想が強い要望となつており、このような所得の不均衡を黙視することはできなくなつてきている。

第2は生産性の向上である。農業所得が農業生産を通じて実現されることはいうまでもないが、食糧その他の農産物の単なる物量的な増産ということは、今日の段階ではもはや生産政策の基本的方向たりえないと思われる。前述したように、生産政策の基本方向は生産性の向上と選択的拡大の方向でなくてはならないであろう。

第3の柱は農業構造の改善である。農業構造の改善とは、農業経営の規模の拡大、分散農用地の集団化、機械化の促進など農用地保有の合理化および農業経営の近代化を意味するのであるが、わが国の農業構造の特質は零細な土地所有と零細経営にあり、これは戦前からの特質であり、戦後の農地改革によつても改善されなかつたものである。

周知のように、わが国農業の経営規模は欧米諸国に比べてきわめて零細で労働多投的経営であるため、外国農業と比べて労働生産性は全く低位である。この低生産性の要因は、労働力の過剰、経営規模の狭小、土地制度の硬直性、さらに資本の欠乏または資本の不適正利用、技術的知識能力の低位などであり、これらが相互に密接に結びついているのであるが、なかんずく労働力の過剰、すなわち「土地に対する過度の人口圧力」が最も強い要因とみてよいであろう。

農業基本問題の解決の方向を所得均衡に求めようとすることは何人も異論の余地はないであろうが、そのためには農業構造の改善が前提となる。それは、わが国農政の伝統である小農保護主義の思想とは相入れないのである。構造改善とは、換言すれば農業を可及的に商品生産の経済部門として産業的に確立することである。そして農業経営が企業的経営すなわち、正当な賃金、利潤、地代が確保される経営として成立することである。

西欧の小農諸国においても、従来の農産物価格支持政策による農業支持に代つて、構造政策の推進の必要が共

同体の共通の農業政策の重要課題として強調されているようにみられる。零細経営を構造的特質とする日本農業にあつては、**「構造改善」**といういわば外科的手術を行なうことなくしては、経済成長に追いついていけないし、外国農産物との競争に勝つこともできないのである。

それでは所得の均衡、生産性の向上、構造改善という対策を可能ならしめる契機はあるであろうか。それは新しい様相のもとに、基本問題を顕在化させた成長経済それ自体のうちに見出される。すなわち、近年における異常なほどに高率の経済成長に伴つて農業人口の他産業への移動が著しくなつており、この傾向が続けば将来の農業人口は大巾に減少し、就業構造が先進国型の近代的なものになることが予想され、また今後経済成長が順調に推移して10年間に経済規模が倍増することになれば、国民所得水準の上昇に伴つて食糧消費構成は大きく変化しこれに対応して農業の生産構成も畜産物などの成長財にウエイトをおいた先進国型の生産構成になるであろうしさらに貿易自由化の傾向は従来の農業保護政策に深い反省を要求するとともに、これらの契機によつて現実性をおびてきた前述の諸対策の推進を一層加速せしめずにはおかないであろう。しかし問題は、これを行政的のどのような具体的施策をもつて実現していくか、農業行政はいかにあるべきかが現在の重要な課題となつているといふことができよう。

3 農業行政の基本方針

農業の基本対策は、単に農業政策の範囲にとどまるものではなく、一般経済政策とりわけ完全雇用政策や社会保障政策などの強化についての期待は大きいであろう。とくに農業構造の改善は、就業構造の近代化をその前提条件とするとともに、就業構造の近代化は、また農業構造の改善と平行してはじめて円滑に進行しうべきものであるという両者の密接不離な関係からして、農業行政の立場から今後雇用労働行政ならびに完全雇用の前提たるべき経済成長政策に期待する面が大きいものと思われる。

このことは同時に、資本主義経済の高度化に伴つて経済成長の裏には陽の当たらないいわゆる二重構造の底辺部分の層が残存し、この層は容易に解消するものとも思えないのであるから、農業労働力の他産業移動によつて就業構造の近代化を図るには、その受入先きであるところの産業部門の下層の人々に対する社会保障政策や、厚生行政の整備充実が必要なことはいうまでもない。

すなわち、これからの農業行政の適否を示す指標としては、生産性についての効果、農業所得に対する影響、また農業構造に対する影響、行政運営の観点、総合調整の配慮の5点にしばられるようである。さきにも述べたように、農業の基本対策として所得の均衡、生産性の向

上、農業構造の改善という3つの柱を掲げるとすれば、これを行政の面で具体化していくうえにおいて、この5つの指標が農業行政の適否を示す判断基準とならなければならないであろうことは疑う余地がない。

(1) 生産性についての効果

いいかえれば土地、労働力、資本という生産諸要素が最高度に利用されることを意味するものにほかならない。この見方からは、現在農地の流動性が制度的に制約されていて、経営規模の大きい近代的な農業経営のもとで農地が最高度に利用されることをさまたげていること、すなわち土地制度の硬直性や、農業者の技術的知識・能力の欠如、あるいは土地と家との結び付きが農業労働力の流動性を阻害していることなどが問題となろう。

(2) 所得に対する影響

所得の均衡と安定に寄与する程度から、行政施策の適否を判断しようとするものである。むろん所得の均衡ということは農業政策の基本目標であり、社会正義に根ざすものでもあるから、いわば幅の広い理念でもであろう。しかしながら少なくとも確保すべき所得の最低限がどうであるか、ある行政施策が所得均衡に接近するものであるか否かの判断基準となりうるであろう。

(3) 農業構造に対する影響

いうまでもなくある行政施策が農業構造の改善に資するかあるいはまた農業構造の固定化に作用するのかがどうかという判断の基準となるもので、これからの農業行政はこの構造改善への寄与の程度いかによつて、その採否を決せられる性質のものであろう。所得の均衡、または生産性の向上の観点からの施策についても、構造問題にいかなる影響を与えるかの視点が見失われてはならないのである。

(4) 行審運営の観点

社会的費用も含めて、なるべく経費のかからない行政が望ましいこと、農業政策の立案なり、実施についての関係機関ないし団体等のあり方の是正なども含めたかたちのものであろう。

(5) 総合調整の配慮

諸々の行政施策が著しく専門分化している今日では、これらが総合調整されて脈絡のある政策とならなければならないことはいうまでもないのであつて、この指標は今後ますます重要性を加えるであろうと思われる。

以上のような指標に導かれた農業行政とその他財政、金融、労働、通商などの諸般の行政一般にわたつて総合的な施策を講ずることによつて、所得均衡の理念と産業としての農業の能率の向上という目標を実現することがこれからの農業行政の基本方針でなくてはなるまい。

このようなことが、これからの農業へのあるべき姿だ

としても、農業は自由主義経済を基調とする経済体制のもとにおける民間産業である。ことに農業が近代的な産業として、そしてまた個々の農業経営が、経済的に自立し得る企業的経営として発展することが強く要請される今日においては、農業者の自主的努力と企業家的感覚の發揮こそが何よりも肝要なことであろう。

この意味で、これまで農政担当者や農民の精神的風土を形づくってきた伝統的な家父長農政思想や、その物質的基盤である補助金行政には、このへんで根本的な反省の要があるといえよう。行政は農業者または農業団体の自主的な努力を助長し、これを正しい方向へ誘導することに努める使命を有し、権力的な保護干渉は徹に排斥されなくてはならない。むしろ農業は土地に結びついた産業であり、個別経営では支配し難い土地条件の制約をうけるばかりでなく、農業の支配的経営形態は家族経営であるから、今後の経済の成長発展と歩調を合わせた農業の成長発展を期するには、行政投融資が重要な役割を演ずることはいうまでもない。構造政策を進めつつある西欧の小農諸国においても、このことは同様である。このように農業者の自主的努力を尊重しながらも、農業構造の改善と農業生産の選択的拡大とを π として生産向上し農業従事者と他産業従事者との生活水準の均衡を実現せしめようとする目標に向つて、農業行政がいかに対応していくか、これこそが今後に残された大きな課題であろう。

第3項 わが国の農家経済の実態

1 概況

前述のごとく昭和34年におけるわが国の経済は好況を示し、これらを背景に農家経済の面においても農産物価格の回復が進み、さらには農業生産物の増加等の好条件の支配により、昭和34年度における農家経済は全体的にみてかなりの好調を示したことがうかがえる。すなわち農業収入面では米の大豊作、畜産物類のごとき商業的農産物を中心として、農産生産物は一部の作物をのぞき全般的にみて33年度に引き続き増加し、農産物価格の堅調と相まつて農業収入は増加した。他面農外収入面でも農業以外の他産業の好況により、農家世帯員の兼業化が急速に進行し、農業以外からの収入すなわち労賃俸給収入が着実に増加し、農業・農外所得とも33年度を上回る結果となつている。以下好況下における農家経済の実態を34年度における農林省農家経済調査の内容からひもといてみよう。

2 比重の高まつた稲作収入

いま、第15表によつてみると34年度における農家所得は1戸当たり(全国平均数値以下同)373,000円で、前年度の349,000円に比較すれば6.7%の増加となつてい

る。この増加率は前年度の増加率2.5%を大幅に上回るばかりでなく、最近におけるこの種推移からみてかなり高いものであることがうかがえ知れるのである。この農家所得の構成は、農業所得207,000円農外所得166,000円であつて、農業所得が農外所得を若干上回る現象にあることは従来とかわりないが、前年度に比べた増加率は農外所得8.8%、農業所得5.1%で増加額、増加率においても依然として農外所得の増勢が目立つている。

このような所得の増加をもたらしした要因を所得形成の過程を通じて検討してみると、農業所得の増加は生産量価格面で好調に推移した農業収入の増加に基因していることがわかるのである。すなわち、34年度の農業収入は323,000円で前年度の306,000円に比べ17,000円の増加、5.4%の上昇を示している。この内容をさらに部門別に見ると稲作の3.8%、麦作の8.1%、養蚕25.9%、畜産物12.4%、果物7.4%、などの増加が目され、農業収入の増加額17,000円のうちおおむね4割は稲作収入の増加おおむね5割が麦、養蚕、畜産物の収入増によつてもたらされたものである。

(1) 好調を示した米麦の生産

34年度の農業生産は米の生産が1,250万トンに達したこと、作付け面積の減少にもかかわらず天候にめぐまれた麦類の生産が作付け面積減少以前の生産をあげるほどに好調であつたこと、畜産物が牛乳・鶏卵を中心として漸次上昇を示してきたことなどがあげられよう。これを生産指数でみると131.6(25年~27年=100)を示し前年比3.4%の増率であつた。

(2) 農産物の価格堅調に推移

農産物の価格が農業生産の上昇にもかかわらず堅調に推移したことである。すなわち、農産物総合では前年比1.8%の上昇を示している。いうまでもなく農業収入の大半である米は、自由売り価格では3%強下落しているが、政府買入れ価格の維持によつて前年度の価格水準を保持することができた。

このように米麦ともに需給状態の変化にかかわらず、価格は政府の支持制度によつて維持されており、しかも、無制限買入れの措置がとられているため農家の販売は政売府りに集中し増産がそのまま収入の増加となつたものである。また前年度値下がりを見せた果実類・畜産物等が消費需要の増進と、政策的な生産面での調整によつて著しい市況の回復を示し、その販売収入が前年度の停滞ないし減少から大幅な増勢に転じたことである。

(3) 農業支出の微増が所得増加に作用

農業支出の伸び6.0%が農業収入の伸び5.4%を若干上回る微増にとどまり、所得を増加させる作用をしたことである。すなわち、34年度の農業支出は1戸当たり116,000円で前年度の109,000円に対し6.0%の増加率

第15表 農 区 別 の 農 家 所 得

(単位 円)

農 区 別	農 業 所 得		農 外 所 得		農 家 所 得	
	33	34	33	34	33	34
全 国	196,847	206,840	152,622	165,993	349,469	372,833
北 海 道	321,743	351,922	109,051	106,132	430,794	458,054
東 北	247,532	268,486	124,592	133,936	372,124	402,422
北 陸	206,681	212,619	178,711	190,949	385,392	403,568
山 陰	162,355	169,304	152,866	173,020	315,221	342,324
北 関 東	191,581	209,862	131,789	144,292	323,370	354,154
南 関 東	215,911	231,737	144,667	160,024	360,578	391,761
東 海	176,583	171,491	182,728	208,957	359,311	380,448
近 畿	173,193	177,267	207,090	251,992	380,283	429,259
瀬 戸 内	163,030	173,102	188,377	190,256	351,407	363,358
北 九 州	185,820	192,046	142,855	142,405	328,674	334,451
南 海	154,574	152,938	89,177	101,542	243,751	254,480

- (注) 1 農業所得＝農業粗収益－農業経営費。
 2 農外所得＝農外事業および労賃俸給等の収入－農業以外の支出。
 3 東 北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・新潟東北部）
 北 陸（富山・石川・福井・新潟西南部・滋賀湖北部）
 山 陰（京都北部・兵庫北部・鳥取・島根）
 北関東（福島・群馬・山梨・長野）
 南関東（茨城・栃木・埼玉・千葉・東京・神奈川）
 東 海（静岡・愛知・三重・岐阜）
 近 畿（滋賀湖南部・京都西部・大阪・兵庫南部・奈良・和歌山）
 瀬戸内（岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛）
 北九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分）
 南 海（高知・宮崎・鹿児島）
 4 資料は農家経済調査から。

であつて、農業収入の5.4%の伸びに比べて若干上回る程度にとどまつている。

農家の農業用生産資材に対する需要はおおむね順調に伸長し、特に畜産物の市況回復に伴つて飼料費が目立つた増加をみせているのであるが、概して農業支出がこのように緩慢であつたのは、農業用生産資材の価格低下の影響によるものであろう。なかでも農業支出のうち最大の費目をなす肥料の消費量が減少したこととその価格が前年比5%強にのぼる低下を示したことが大きな作用をもたらしたものである。つまり農産物高生産資材安といった交易条件の改善が所得増加に導いたものである。

3 量質ともに進行した兼業化

次に農外所得についてであるが、34年度における農外所得の増加は、その約70%を占める労賃・俸給収入が引

き続き着実な増加を示したことがその主因をなすものである。これは好景気により他産業の雇用が増加を示したため、賃労働就業者が増えたことと賃金水準が上昇したことによるものである。ちなみに農家世帯員のうち通勤の形態で他産業にあらたに就職したものを34年度農林省「農林漁家就業動向調査」によると、新規に就職したものは（不定期的な雇用を除く）232,000人であつて、前年度の146,000人に比し、86,000人の増加となつている。他面34年度中に離職したものは55,000人であるから差引き純増加数は177,000人となつており、農家の賃労働兼業化の傾向が一段と進められたことがうかがい知れるのである。

※特に注目されるのは新規学卒者と考えられる19才未満の増加率より、いわば農業労働の担い手などとしてすでに就業しておつたものと考えられる20才以上の増加率が著しかったこと。

※世帯での地位別にみた場合2・3男(女)より経営主またはあとりの増加が高率であること。

※就業先を産業別にみると金属・機械・繊維等を中心とする製造工業への就職者が著増を示し、小売り・サービス業等いわゆる第3次部門への就職者の増加は小幅で、比較的安定した部門への就職が増加したこと。

などである。

ともかく、このように好況という背景のもとに他産業における雇用の増大に伴い農家の兼業化は量的にも質的にも進行したこと、賃金水準が上昇したため1戸当たりの賃金・俸給収入は124,000円で、前年度の113,000円に比し9.4%増加し、農外所得増加の中心となつたものであろう。

4 家計支出は著しい増加

すでに述べたように、34年度の農家所得は顕著な増加を示したのであるが、この所得の配分面では家計費5.6% 租税公課1.1%、経済余剰26.7%の増加となつている。

最近連続豊作で農家経済は好況のうちに推移したけれども、家計費の増加はきわめて控え目であつて、毎年3%内外の増加にとどまり、いわば停滞の傾向を示していたのである。しかし34年度においては1戸当たり342,000円が支出されており、前年度に比し5.6%の増加を示し、目立つて堅調に転じたことが本年度における農家経済の大きな特徴の一つとして数えられるものであろう。

さらに34年度においては、農家の家計費が都市世帯の伸びが高かつた両者の関係が逆になつたことは特に注目されることである。もちろん消費の水準・内容等においてなお農家がかかなり立ちおけていることは事実であるが、このことをみても農家の家計支出がいかに活ばつてあつたかを物語つているといえよう。

このような家計費の増加は、すなわち消費構造の高度化を基調としたものであつて、その内容についてみると著しい改善のあとがうかがわれるのである。これを費目別にみると大部分の費目が増加をみているが、とりわけ家具什器費が約21,000円で前年度に比べて50.7%の著増を示しているのである。これはテレビをはじめ電気器具を中心とする耐久消費財に対する盛んな需要によつてもたらされたものである。この家具什器費の前年に対する増加額7,000円は、家計費増加額の39.2%強にあたるもので、家計費増加の中心となつたものである。このほか教育文化の向上、娯楽行事の増加等を反映して教養娯楽費が引き続き増勢(11.9%)を示している。

ところで農家の食生活についてみると、自給現物を含めた飲食費は157,000円で前年比1.4%の微増となつており家計費総額に対する割合すなわちエンゲル係数は45.9%であつて、前年度の47.9%からかなり大幅な低下を示

している。さらに費目別にみると、昨年同様米麦等主食類の支出が減少傾向をたどり、魚類・肉卵乳・嗜好品等高級食品の支出が増加を示している。また教養娯楽費の増加と関連して外食費が大幅に増加しており、農家の食生活は内容的に著しく改善されてきていることを物語つている。

5 貯蓄の増加傾向

34年度の農家経済は前述のような家計支出の増加にもかかわらず、農家所得の伸びが大きかつたため経済余剰は1戸当たり32,000円となり、前年度比26.7%の増加となつている。この余剰はつまり固定資産投資・貯蓄などにむけられるものであるが、34年度における固定資産投資は前年度より減少し、その分だけ貯蓄が増加した結果となつている。このように農家の貯蓄意欲はすこぶる盛んであつて、35年3月末における1戸当たり貯蓄額は282,000円で34年3月末の貯蓄額227,000円に対し24.2%の増加となつている。

貯蓄の内容は大部分が預貯金(50%)で占められており、したがつて貯蓄増加の中核も預貯金特に農協貯金の増加に負うもので、これは米の政府売りの増加とその貯蓄歩どまり率の向上によるものである。

しかしながら、このような貯蓄の増加は好ましいことには違いないけれども、貯蓄の形態を通じて農家の資金が外部に流出し、内部投資に向けられる割合が低下していることは基本的には農業における資金効率が高産業に比べて低いことに基因しているのであるが、農業の発展を図る上において特に注目を要する問題であるといえよう。

以上のように34年度の農家経済は、所得の増加・家計支出の堅調・貯蓄の増加等好調のうちに推移したのであるが、好調のうちにもいくつかの問題点を顕在してきたことを見のがしてはならないであろう。

(1) 食糧制度による農産物の価格政策がようやくゆきづまりのきざしをみせてきたということである。すでに述べたように、34年度における農家経済の好調の主因は、米麦生産量の増加がそのままの収入増加となる価格制度によつて支えられたものである。従来よりこの制度が、農家経済の安定と向上に果たした役割はきわめて大きいものがあるといわなければならない。しかしながら、このことは価格支持作物の生産増はそのまま政府買入れ量の増加と関連し、ひいては食糧特別会計の赤字を累積させる結果となり、ようやく社会的、経済政策的な面よりこの制度に対する批判が強くなつてきているということである。

しかも最近における消費構造は高級食品に対する需要が増加し、米麦に対する需要が停滞ないし減少を示しているという現在、より基本的な構造的な立場にたつ

た所得政策がますます要請されてくるのではなからうか。

(2) 農家所得にしめる農外所得の割合が年々増加していることが物語るように、最近における農家の兼業化の傾向は急速に進行しつつあるということである。農家兼業の進行は、従来問題とされてきた農村における過剰就業を解消させる契機となり現実的にもそれを進行させ、兼業化による農家所得の増加と安定は社会的にみてよろこばしい現象とみられるべきであろう。

しかしその反面兼業所得のみでは生活が成り立たず、農業収入に依存しなければならない多くの零細農家を兼業農家としてかかえながら、農業生産力発展を推進することは政策の調和の上により多くの問題を提起することになるのではなからうか。このことが今後の農業政策上の大きな課題となるであろう。

以上、わが国農家経済の一端をながめてきたが、それなればこれに対して本県における農業の現状はどうであろうか。後段においてしばらくの間述べてみよう。

第4項 本県における農業の現状

1 農家数

昭和35年2月1日現在において、耕地0.1ha以上または0.1ha未満であつても過去1年間に農産物販売額2万円以上の収入のある農家を対象として調査した農家数は209,733戸である。これを10年前の農家数211,440戸に対すれば、1,707戸の減少を示すにいたつた。

いまこの農家数についてその推移をみるに、戦前の昭

第17表 経営規模別農家数の推移

年次	総数	0.3 ha	0.3~	0.5~	1.0~	1.5~	2.0~	3.0~	5.0ha	その他	
		未	0.5ha	1.0ha	1.5ha	2.0ha	3.0ha	以上	例		
昭	22	199,702 (100.0)	29,103 (14.6)	25,053 (12.6)	55,260 (27.6)	46,975 (23.5)	27,324 (13.7)	14,629 (7.3)	1,315 (0.7)	42 (0.0)	1 (0.0)
	25	211,440 (100.0)	30,741 (14.5)	27,897 (13.4)	63,253 (29.5)	49,829 (23.6)	26,512 (12.5)	12,180 (5.8)	887 (0.4)	23 (0.0)	118 (0.0)
	35	209,733 (100.0)	26,367 (12.5)	25,740 (12.3)	60,105 (28.7)	53,551 (25.5)	30,419 (14.5)	12,515 (6.0)	746 (0.4)	25 (0.0)	265 (0.0)

(注) ()内の数字は、農家数の占める割合を示す。

(2) 専兼別農家数

本県における専業別農家数の構成は、専業農家54.0%農業を主とする兼業農家は25.2%、兼業を主とする兼業農家は20.8%となつている。第18表により昭和22、25、35年の時点における推移をみるとまず専業農家は66.6%から68.6%と上昇したが35年にあつては54.0%と下向するにいたつた。

これに対し兼業農家は、33.4%から31.4%と減少し、これが近時においては46.0%と増大をみるにいたつた。

和9年~11年時は、おおよそ187,000戸といわれたが、終戦後の異状な増加は24年をピークとして、その後逐次産業の活況と経済の安定とが作用し、再び都市への人口流失に伴う農家数の減少をきたしている。(第16表参照)

第16表 農家数の推移

年次	昭和22年	昭和25年	昭和35年
	農家数	199,702	211,440

(1) 経営規模別農家数

農家数を経営規模別にみると第17表にもみられるように、0.5~1.0haの階層が28.7%を占めて最も多く、これに次いで1.0~1.5ha階層25.5%、1.5~2.0ha階層14.5%、0.3ha未満の階層12.5%、0.3~0.5ha階層12.3%、2.0~3.0ha階層がわずかに6%となつている。いま、ちなみに1.0ha未満の階層の農家数は、どの程度の割合を占めているかをみると、全体の53.5%とその半数以上を担っている事実は、本県農業の小農経営を物語るものであろう。

しかし、この経営規模別農家数の推移をたどつてみると、0.3ha未満の零細農家の減少が多く、次いで0.3~0.5ha階層の減少となつてあらわれている。このようなことから農家数の減少は主として0.5ha未満の農家の離農が考えられ、この反面たとえわずかながらにしても一部農家の上層農家への移行すなわち、経営規模の拡大という傾向を示すものといえよう。

この背後要因は、後にも述べる機会があるが、農家経済をとりまく一連の問題として注目してよいであろう。

(3) 自作別農家数

第19表は、自作別農家数の推移を示したものであるが、この表にもみられるように昭和22年時における自作農家はわずか26.5%にして、自作以下が73.5%の多きを占めていた。ところが、35年に及んでは、この関係が入れかわつたまでにはいたらないにしても、自作農家は64.6%と増大したのに対し、自作以下の農家は35.4%

第18表 専兼別農家数の推移

年次	専業別	総数	専業	兼業	
				兼業が主	兼業が主
昭22	戸	199,702	133,086	40,698	25,918
	(%)	(100.0)	(66.6)	(20.4)	(13.0)
	25	211,440	145,083	36,654	29,703
	(%)	(100.0)	(68.6)	(17.3)	(14.1)
35	209,733	113,265	52,710	43,758	
	(%)	(100.0)	(54.0)	(25.2)	(20.8)

(注) ()内の数字は農家数の占める割合を示す。
に急減した。もちろん、この間における農地改革を忘却することはできないが、近時にあつてもゆるやかなテンポで自作化の傾向がみられる。

第19表 自小作別農家数

年次	総数	自作	自小作	小自作	小作	その他
昭22	199,702	52,916	32,838	35,771	78,176	1
	(100.0)	(26.5)	(16.4)	(17.9)	(39.1)	(0.0)
	25	211,440	109,444	72,264	17,722	11,499
	(100.0)	(51.8)	(34.2)	(8.4)	(5.4)	(0.2)
35	209,733	135,083	57,367	10,504	6,514	265
	(100.0)	(64.6)	(27.4)	(5.0)	(3.0)	(0.0)

(注) ()内の数字は農家数の占める割合を示す。

(4) 世帯員数別農家数

世帯員数別に農家数をみると、1農家6人家族が最も多くを占め、40,403戸(19.3%)、次に5人が36,517戸(17.4%)、7人が34,543戸(16.5%)、4人が26,017戸(12.4%)などの順となつている。

これを規模別にみると、世帯員数4人~7人までのいずれも経営規模階層1.0~2.0ha経営農家が最も多い。

(第20表参照)

第20表 世帯員数別農家数

農家総数	世帯員数区分別				
	1人	2人	3人	4人	5人
209,733	3,023	9,459	15,411	26,019	36,517

世帯員数区分別					
6人	7人	8人	9~10人	11~15人	16人以上
40,403	34,543	22,890	17,791	3,655	22

2 農 家 人 口

農家総人口は1,232,935人にして、うち男599,315人(48.5%)女633,620人(51.5%)で男子に比べ女子が多い

結果を示している。この総体のうち農業従事者数は、633,212人比率にして51.3%にあたる。これら世帯員を農家1戸当たりにしてみると5.87人、30年の農家1戸当たり6.15人に比べると世帯員はかなり減少している。この中における農業従事者は、農家1戸当たり3.02人となるわけである。

なお、この世帯員については前述したとおり、25年までは増加の傾向にあつたが、その後漸減し30年に比ぶれば実数において49,810人の減少をみるにいたつた。

このように農家人口減少の事実、一面他産業への過剰人口の吸引であり農業の健全化の方向ともいわれようが、他面生産労働人口の老齢化その他不健全な面も残るのではなからうか(第21表参照)

第21表 農家人口の推移

年次	総数	男	女	総数のうち
				農業従事者
昭22	1,250,835	608,239	642,596	610,912
	(100)	(100)	(100)	(100)
	30	1,282,745	625,020	657,725
	(103)	(103)	(102)	(110)
35	1,232,935	599,315	633,620	633,212
	(98)	(98)	(98)	(103)

(注) ()内の数字は昭22年を100とした増減比率を示す。

(1) 男女別・年令別・世帯員数・高校以上通学者数および農業従事者数

世帯員を16才以上~60才未満のいわゆる稼働年令別にみると、男313,140人で男総数の52.3%、女は338,594人で女全体の53.5%を占め、男より女の割合は高い。これを年令階層別にみた場合、男女とも20~29才が最も多く次いで30~39才、40~49才、50~59才の順に少なくなつている。

雇人は男が多く、高校以上の通学者は男18,549人(男総数の3.1%)、女は16,682人(女総数の2.6%)で男が多きを占めている。

農業従事者にあつては、男299,539人で男総数の50%女333,673人は女全体の52.5%に当つている。このようなことから教育では男に、農業労働力は女に重点がおかれているということもできよう(第22表参照)。

(2) 世帯員の就業状態別員数

この就業状態別員数は、16才以上のものについて調査したもので、これを総体的にみると、この年令階層以上のものは総数800,075人でこのうち農業従事者数は629,608人にして、16才以上の総人員の78.7%を占め、一方農業にも兼業にも従事しないいわゆる無業者は114,458人(14.3%)、兼業専従者は残余の56,009人(7%)となつている。

次に農業従事者数629,608人を農業専従者と、兼業に

第22表 男女別年令別世帯員数高校以上通学者数および農業従事者数

区 分	男	女	計
総 世 帯 員 数	599,315	633,620	1,232,935
年令別世帯員数(雇人を除く)			
14才以下	204,259	198,513	402,772
15才	12,766	12,595	25,361
16 ~ 19才	40,394	44,058	84,452
20 ~ 29才	84,687	88,023	172,710
30 ~ 39才	76,871	84,151	161,022
40 ~ 49才	55,926	65,020	120,946
50 ~ 59才	55,262	57,342	112,604
60 ~ 64才	23,799	24,903	48,702
65 ~ 以上	42,748	56,891	99,639
雇 人			
農業に従事するもの	1,968	1,636	3,604
農業に従事しないもの	635	488	1,123
高校以上の学校に通っているもの	18,549	16,682	35,231
農業従事者数(雇人を含む)	299,539	333,673	633,212
上のうち農繁期だけ従事するもの	53,274	60,369	113,643

も従事しているものとに分類すると、農業専従者は542,973人(86.3%),兼業にも従事しているものは86,635人(13.7%)とに色分けすることができる。

さらに、これらを男女別にみると、農業専従者は男よ

り女が89,815人(農業専従者総数の16%に当たる)も多く、兼業にも従事しているものでは逆に男が55,349人(兼業にも従事しているものの64%に当たる)多い現象を呈している(第23表参照)。

第23表 世帯員の就業状態別員数

男 女 別 年 令 別	農業に従事しているもの				兼 業 従 事 者	無 業 者	合 計	
	農 業 専 従 者	兼業にも従事しているもの		計				
		農業従事が主	兼業従事が主					
男	16 ~ 59才	186,249	20,509	45,592	252,350	37,825	22,965	313,140
	60才以上	40,330	1,580	3,311	45,221	2,066	19,260	66,547
	計	226,579	22,089	48,903	297,571	39,891	42,225	379,687
女	16 ~ 59才	277,610	5,089	9,552	292,251	15,386	30,957	338,594
	60才以上	38,784	329	673	39,786	732	41,276	81,794
	計	316,394	5,418	10,225	332,037	16,118	72,233	420,388
合 計	542,973	27,507	59,128	629,608	56,009	114,458	800,075	

3 経営土地面積

ここにいう経営土地面積には、耕地はもちろん宅地、山林までも含む広範囲なものを示すものであるが、本県農家の経営土地面積は339,438ヘクタール、山林を除いた農用地では229,045ヘクタール、農用地のうち耕地は207,277ヘクタールで、1農家当たり換算すると土地面積は1.62ヘクタール、農用地は1.09ヘクタール、耕地は0.99ヘクタールという結果になっている。

経営土地種類別割合では耕地61.3%、山林32.5%その他6.2%である。この土地面積を昭和25年に比較してみ

ると、総面積で26,578ヘクタールの増加である。この内容をながめると、山林21,015ヘクタール増、耕地6,661ヘクタールの増、その他は1,098ヘクタールの減となる(第24表参照)。

(1) 耕地種類別面積

経営土地面積のうち耕地面積を抜出して、その種類別に面積、種類別構成割合をみると、田は91,543ヘクタール(44.0%)、畑107,885ヘクタール(52%)、樹園地は7,849ヘクタール(4%)である。これを昭和25年に比較してみると、6,661ヘクタール増加したことは前述したとおりであるが、その内訳をみると田1,446ヘクタール

第24表 経営土地種類別面積の推移
(単位ヘクタール)

年次	土地 総面積	山林	農用地		
			総数	耕地	その他
昭 25	312,860 (1.48)	89,378 (0.43)	223,482 (1.06)	200,616 (0.95)	22,866 (0.11)
30	339,438 (1.62)	110,393 (0.53)	229,045 (1.09)	207,277 (0.99)	21,768 (0.11)

(注) ()内の数字は1戸当り面積を示す。

畑6,688ヘクタールそれぞれ増加を示したが、これに対し樹園地にあつては、1,473ヘクタールの減少をみた。種別構成割合では、畑の比率が高まつた。(第25表参照)

(2) 耕地利用形態別面積

イ 田の利用形態別面積

第26表 田の利用形態別面積の推移 (単位ヘクタール)

年次	総数	1毛田	2毛田	稲を作らなかつた田		
				夏作に畑作物を作り 稲を作らなかつた	わさび はす田	1年間全く作 付しないもの
昭 25	90,097 (100.0)	84,523 (93.8)	5,394 (6.0)	35 (0.0)	49 (0.1)	97 (0.1)
35	91,543 (100.0)	84,548 (92.5)	6,798 (7.4)	12 (0.0)	146 (0.1)	39 (0.0)

(注) ()内の数字はそれぞれの占める割合を示す。

ロ 畑の利用形態別面積

畑の利用形態面積およびその構成比は、普通畑106,914ヘクタール(99.1%)、牧草畑646ヘクタール(0.6%)、1年間全く作付しない畑は326ヘクタール(0.3%)である。これを25年時に比較してみれば、総数で6,690ヘクタール増加した。これらの内訳をみると普通畑において6,444ヘクタール、牧草畑593ヘクタールそれぞれ増加したが、1年間全く作付しない畑は347ヘクタールの減少をみた(第27表参照)。

第27表 畑の利用形態別面積
(単位ヘクタール)

年次	総数	普通畑	牧草畑	1年間全く作付しない畑
昭 25	101,196 (100.0)	100,470 (99.3)	53 (0.0)	673 (0.7)
35	107,886 (100.0)	106,914 (99.1)	646 (0.6)	326 (0.3)

(注) 1.()内の数字は総数に対するそれぞれの割合を示す。

2. 樹園地および耕地以外の農用地については省略した。

第25表 耕地種類別面積の推移
(単位ヘクタール)

年次	耕地面積	田	畑	樹園地
昭 25	200,616 (100.0)	90,097 (44.9)	101,197 (50.5)	9,322 (4.6)
35	207,277 (100.0)	91,543 (44.0)	107,885 (52.0)	7,849 (4.0)

(注) ()内の数字は種類別耕地の占める割合を示す。

田面積は、昭和25年に比して1,446ヘクタール増加したことは前にもふれたとおりであるが、その利用形態別に面積および構成割合をみると、1毛田84,548ヘクタール(92.5%)、2毛田6,798ヘクタール(7.4%)である。25年に比して、2毛田の割合が高まつてきている(第26表参照)。

4 農用機械の種類別所有状況

農用機械の所有状況を、種類別にみると第28表に示すとおりであるが、これを30年の状態と比較してみると動力耕うん機が31倍に激増したのを始め、発動機・動力脱穀機等いずれも増加の姿にある。

しかし、急増した動力耕うん機の所有台数は、農家100戸につき7台程度である。

第28表 農用機械の種類別所有台数

年次	動力耕うん機	農用トラクタ	発動機	電動機	動力脱穀機	動力穀拌機
昭30	455	—	38,801	33,765	67,883	29,396
35	14,265	378	67,068	36,322	93,472	33,231
年次	動力噴霧機	動力撒粉機	動力カッター	動力揚水機	農用トラクタ	サイロ
昭30	—	—	—	—	—	—
35	3,155	2,093	4,280	14,184	3,825	24,831

5 家畜・家きんの飼養状況

家畜・家きんは食生活の向上、農用機械の普及などによつて、これら家畜の飼養状況にもその明暗がみられる。第29表によつてその消長を辿つてみると、隆盛をほこるものに乳用牛・豚・にわとり等をあげることができる。昭和25年の状況に比較してみると、乳用牛は6倍近

くにふくれあがり、豚は3倍近くに、にわとりにあつては2倍半に増加している。

衰退のはげしいものに馬がある。馬はかつて家畜の王座を占めていたが、次第に減少を辿り、25年に対すれば半減している。また、役肉用牛にあつても一時は増加を示したが、農用機械の普及が反映して次第に減少傾向にある。

第29表 家畜・家きんの飼養頭羽数

年次	乳用牛	役肉用牛	馬	豚	めん羊	山羊	兎	にわとり
昭 25	2,237 (100)	58,037 (100)	33,994 (100)	41,873 (100)	3,815 (100)	12,636 (100)	65,991 (100)	636,225 (100)
30	6,365 (285)	82,785 (142)	28,775 (85)	66,460 (158)	7,385 (194)	— (—)	— (—)	— (—)
35	12,507 (560)	78,982 (136)	17,532 (52)	110,974 (265)	9,143 (240)	20,902 (165)	41,699 (63)	1,644,106 (258)

(注) ()内の数字は、昭和25年を100としたその後の増減を示す。

6 農産物販売状況

まず、耕地の利用状況を見ると、作物全体の収穫のべ面積は298,656ヘクタール余で経営耕地面積に対する割合、すなわち、耕地利用率は144%にあたり、これを昭和22年、25年に比較すると、その利用度合は次第に向上していることがわかる。(第30表参照)

第30表 耕地利用率 (単位ヘクタール)

年次	収穫のべ面積	経営耕地面積	耕地利用率
昭 22	262,036	198,512	132%
25	282,869	200,616	141
35	298,656	207,277	144

次に34年1カ年間ににおける農家の農産物販売金額合計は、おおむね290億円である。これを金額別には握したのが第31表であるが、販売なしが21,685戸(10.3%)を占め、販売のある農家にあつては10万~20万54,205戸(25.9%)で最も多く、次に5万未満44,544戸(21.2%)、20万~30万32,832戸(15.7%)、5万~10万32,528戸(15.5%)等の順となつている。100万以上の農家は、わずか70戸にすぎない。

7 農家所得

(1) 農家所得の推移

戦後の農業生産は、農業技術の進歩や有畜化の普及などにより相当顕著な進展をみせており、農業所得も主要農産物の価格支持制度による下支えや米の豊作などにより比較的安定した動きを示してきた。

イ 農業所得の動き

第31表 農産物販売金額別農家数

総数	販売なし	5万未満	5万~10万	10万~20万	20万~30万
	戸	戸	戸	戸	戸
209,733	21,685	44,544	32,528	54,205	32,832
(100.0)	(10.3)	(21.2)	(15.5)	(25.9)	(15.7)
30万~					
50万	50万~70万	70万~100万	100万以上	販売金額合計	
戸	戸	戸	戸		
20,689	2,758	424	70	2,913,839万円	
(9.9)	(1.3)	(0.2)	(0.0)		

(注) 1. ()内の数字は総数100としたそれぞれの割合を示す。

2. 第16表~第31表までに用いた資料は農林業センサスから引用した。

まず、第32表および第33表により農業所得の動きを概観してみると、経営階層間にかなり異つた様相を示している。総体的には、32年の217,326円から241,751円に増加しているが、これを農家所得全体に対する農業所得の比率をみると、32年の64.6%に対し、34年のそれは61.7%にして、このずれは後に述べる農外所得の増加となつてあらわれている。

ロ 農外所得

次に、近時著しく増加傾向にある農外所得についてみると、32年の118,717円に対し34年にあつては150,145円に増大し、その比率にあつても35.4%から38.3%へと伸長をみせた。つぶさに背後をながめると林業・漁業などの農外事業の不振が反映して収入が減少している面もあるが、労賃・俸給収入は順調な増加傾向を継続している。

このような農業・農外所得の動きを反映して、経営

第32表 本県の農家所得

区 分	0~0.3ha	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0ha以上	全 県
農業所得	32	33,356	76,648	150,568	259,518	365,836	217,326
	33	39,293	79,563	146,305	253,872	353,554	209,744
	34	49,073	82,486	161,134	287,995	383,562	241,751
農外所得	32	361,632	153,842	113,984	64,932	50,559	118,717
	33	343,201	241,085	137,813	67,871	69,649	137,053
	34	363,143	300,195	154,449	61,055	87,787	150,145
農家所得	32	394,988	230,490	264,552	324,450	416,395	336,043
	33	382,494	320,648	284,118	321,743	423,203	346,797
	34	412,216	382,681	315,583	349,050	471,349	391,896

第33表 農業所得と農外所得の割合

区 分	0~0.3ha	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0ha以上	全 県
32	農業所得	8.4	33.2	56.9	79.9	87.8	64.6
	農外所得	91.4	66.8	43.1	20.1	12.2	35.4
33	農業所得	10.3	24.8	51.4	78.9	83.5	60.5
	農外所得	89.7	75.2	48.6	21.1	16.5	39.5
34	農業所得	11.9	21.6	51.0	82.5	81.3	61.7
	農外所得	88.1	78.4	49.0	17.5	18.7	38.3

(注) 資料は農家経済調査から。

階層間の農家所得にも相当大きな変動がみられる。総じていえば、0.5~1.0ha階層を境として下層と上層の農業所得と農外所得との関係は全く入れかわつた姿を示している。

(2) 本県の農家所得と全国の比較

前述したような動向の中にあつて、本県の農家所得と

全国のそれをここにおいて比較検討してみよう。第34表にもみられるように、昭和32年は全国平均に対し98.7%、33年においては99.2%、これが34年度には105.1%と5.1%上回る結果を示した。いま、これを農業所得と農外所得とについてながめると、全国平均の32年農業所得192,713円に対し、本県のそれは上回る217,326円を示し、翌

第34表 農家所得の比較

年 次	茨 城 県			全 国		
	農業所得	農外所得	農家所得	農業所得	農外所得	農家所得
昭 32	217,326 (64.6)	118,717 (35.4)	336,043 (100.0)	192,713 (56.5)	147,926 (43.5)	340,639 (100.0)
	209,744 (60.5)	137,053 (39.5)	346,797 (100.0)	196,847 (56.3)	152,622 (43.7)	349,469 (100.0)
	241,751 (61.7)	150,145 (38.3)	391,896 (100.0)	206,840 (55.5)	165,993 (44.5)	372,833 (100.0)

(注) ()内の数字は、農家所得に対するそれぞれの比率を示す。

33年の全国平均農業所得196,847円に対すれば、これまで6.6%上回る209,744円である。これが34年に及んでは

全国平均を16.9%も大幅に上回る241,751円にはね上つている。では、この反面農外所得はどうであろうか。全

国平均に対し32年80.3%、33年89.8%、34年90.5%という結果を示している。34年にいたる過去3年間の農家所得を構成する農業所得と農外所得の比率は、全国平均でおおむね56対44であるのに比べ、本県のそれは年により区々であり一線を画することはできないが、34年についてみれば62対38であり、本県における農業所得の占めるウエイトは高い。このことは、農業所得に対する依存度の高いことを示すものであつて、農家経済をとりまく一連の問題として、今後大きく改善の余地が残されていることに注目すべきであろう。

第4節 人口増加の現状とその流動

(昭和35年国勢調査結果による人口概数から)

第1項 人口の大都市集中

1 全国の人口について(第35表参照)

(1) 世界第5位

昭和35年国勢調査の中間集計に基づくわが国総人口は9,340万6,830人にして、これは中国、インド、ソ連、アメリカについて世界第5位の大きさを示している。またこの人口は東西ドイツの約1.3倍、イギリスの約1.8倍、フランスの約2.1倍に当たる。そもそもわが国はオランダ、ベルギーなどととも世界でも、人口密度の高い国にかぞえられていることは周知の事実であるが、今回の国勢調査の結果による人口密度は1平方キロ当たり253人で、昭和30年国勢調査当時の人口密度242人より11人上まわる現状にある。

(2) 年間83万人の増加

昭和30年国勢調査による総人口8,928万人に比較すると、この5年間に約413万人の増加となるが、これは具体的にいつて四国の人口をやや上まわる増加数と大きさであり、年平均ではおよそ滋賀県の人口に近い約83万人が年々増加した経過をたどっている。また、ひるがえつて戦後初の大規模国勢調査である昭和25年の総人口は、8,320万人であるから、この10年間に約1,021万人もの人口が増加したわけである。

(3) 増加率はにぶる

このように増加人口は確かに大きいものであるが、これを増加率でみるとこの5年間に4.6%増加した結果を示し、昭和25年から30年にいたる人口増加率7.3%よりかなり低率にある。また「第35表のように」大正9年の第1回国勢調査以降各5年間の人口増加率の中では、戦時を含む期間を除いて最低の増加率である。この5年間、出国者数は入国者数を約86,000人超過しているので、人口の増加はもつぱら(出生-死亡)自然増加によるものであり、したがって人口増勢がにぶつてきたのも自然

第35表 大正9年以降各年間ごとの全国総人口

年次	総人口	5年前との比較(△減少)	
		増加数	増加率(%)
昭和35年	93,406,830	4,131,301	4.6
30	89,275,529	6,075,892	7.3
25	83,199,637	11,201,533	15.6
20	71,998,104	△541,625	△0.7
※ 15	72,539,729	3,878,075	5.6
10	68,661,654	4,789,158	7.5
5	63,872,496	4,693,296	7.9
大正14	59,179,200	3,787,719	6.8
9	55,391,481	—	—

(注) ※全人口(外地にある陸海軍人軍属を含む)

増加率が低下していることを示唆するものであるが、これは昭和25年ごろを境に出生率が急速なテンポで低下したことを示し、とくに昭和30年以後は人口1,000人につき出生20人を下回つて17~18人という戦前の約半分の低出生率にあることがうかがい知れるのである。

2 都道府県の人口(第36表参照)

(1) 大阪の人口第2位

都道府県別人口では、東京都の人口が最も大きいことには変わりはないが、その人口は968万6,000人で、あと1年あまりで1,000万人に達するまでに増加した。これについて大阪府の550万、ついで北海道、愛知県、福岡県、兵庫県、神奈川県順に人口が大きい、これを昭和30年当時の順位にくらべると、大阪府と北海道が入れかわり、また愛知県と福岡県が同じく入れかわり、大阪府が第2位、愛知県が第4位の人口をもつに至つた。

(2) 平均を上回る7都道府県

各都道府県の人口を、昭和30年国勢調査の結果とくらべると、46都道府県のうち人口増加をみたのは20都道府県あつたが、このうち全国の人口増加率4.6%を上回る増加率を示したのは東京都をはじめ7都道府県にすぎなかつた。

人口の増加率の最も高いのは東京都の20.4%で164万人の増加、ついで大阪府の19.2%、神奈川県の17.9%、愛知県の11.6%、兵庫県の7.9%、埼玉県の7.5%、北海道の5.6%で、これら7都道府県の増加人口の合計は約420万人にのぼり、人口増加をみた20都道府県における増加人口総数482万人の87%を占めている。

このように、大都市をもつ都道府県やその隣接県で人口が著しく増加したのにくらべ、島根県の4.6%減少をはじめとして26県で人口の減少がみられた。これら諸県における人口の減少はほとんど2%前後で減少率としては大きくはないが、今回のように人口減少県が26県の多き